

Title	平安中期における貿易管理体制の変容
Author(s)	中村, 翼
Citation	待兼山論叢. 文化動態論篇. 2015, 49, p. 1-25
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/61303
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

平安中期における貿易管理体制の変容

中村 翼

はじめに

キーワード…日宋貿易／大宰府／唐物使／年紀制／一二世紀

一九九〇年代以降の日宋貿易研究は、昭和期の到達点というべき森克己学説〔森一九四八〕の枠組みの克服に成功した⁽¹⁾。その先鞭をつけたのは山内晋次であり〔山内二〇〇三〕、さらに榎本涉や渡邊誠らによって継承され、史料の開拓、実証の深化も進んでいる〔榎本涉二〇〇六・二〇〇七・二〇一〇。渡邊二〇一二〕。近年の研究の前提には、一九八〇年代以降、「二国史」の克服が自覚化されるなかで、国境をまたぐ地域・人々への視座が鍛えられたことがある〔村井一九八八〕。その過程で海商（貿易商人）や港市への関心が高まり、海域への視座において日本史に先行していた東南アジア史や、人類学の方法に学びつつ、王権―海商の共生関係が説かれるようになった⁽²⁾。森説の再検討が国家・王権による貿易管理をめぐる問題を中心にまずは展開したのは、こうした事情によるのだろう。

かくして刷新された日本の貿易管理体制に関する研究は、おおよそ以下の論点を含んでいる。一つ、九世紀より活

発化した新羅系海商・中国系海商の来航が、朝廷―大宰府によって把握され、天皇に奏上されたこと。二つ、海商との取引においては、律令（関市令官司条・雜律）に由来する「官司先買」（朝廷の先買）が原則とされたこと。三つ、一〇世紀初頭に海商の来航間隔に関する規定として年紀制が定められ、それが海商の受入原則となったこと。そして、以上からなる貿易管理体制は、天皇の主権する国家機構が二元的に海商を管理する体制として評価され、それは一二世紀中頃まで朝廷によって維持されたとみなされる。

本稿は、以上のような通説的理解に対し、その再検討を試みるものである。⁽³⁾近年の通説は、海商の来航が奏上され、朝廷が先買を行うこと、そしてそれを実現するための制度の残存を重視し、それらを主軸とする貿易管理体制が九世紀中頃から一二世紀中頃を通じて機能していたと評価している。しかし、制度が存続していたことは、それが貿易管理体制のなかで中核的位置を占めていたことを必ずしも意味しない。また私見では、官司先買権の行使と年紀制が貿易管理体制の枢要として一二世紀中頃まで実際に機能していたとはみなしがたい。以上の問題関心から、本稿は、一一世紀頃より始まる貿易管理体制の変容をとらえることを目的とする。紙幅の都合上、一二世紀以降については略述するに留まり、説明が十分には及ばない点、あらかじめ了承されたい。

1. 九・一〇世紀における貿易管理体制

(1) 官司先買と唐物使

まずは朝廷による貿易取引方式を確認する。この点で研究史に大きな貢献をしたのは山内晋次と田島公であり、それらを批判的に継承した渡邊誠の研究が現時点の到達点を示している〔山内二〇〇三（第二部第二章）、田島一九九

五、渡邊二〇一二（第四・五・終章）。それらの成果によれば、海商が来航すると大宰府は、綱首（船長）に対して来航した経緯や理由などを取り調べ（「存問」という）、提出させた公憑（中国王朝が発行する渡海許可書）や乗組員名簿などとともに存問の結果を朝廷に報告し、それをうけて天皇への奏上が行われる。来着した海商と朝廷が取引する場合、その仕組みは九・一〇世紀については、概ね以下のような変遷を指摘できる。

朝廷が海商を管理し、彼らとの交易の仕組みを制度化したのは、天長八（八三一）年九月七日の太政官符においてである。⁽⁴⁾ それによれば、海商の積荷すべてを大宰府府官がいったん差し押さえ、「適用之物」を撰んで「検領」という京進した後、それ以外の「不適之色」に限って大宰府の監督下での民間交易が許可された。

ところが貞観年間（八五九～七七）頃より、藏人所から派遣された唐物使（上級職員である藏人・出納から構成）が大宰府に下向し、府官にかわって検領を担った。唐物使によって京進された唐物の代価は後日、唐物使（出納）が大宰府に再び赴き、持参した金で支払われた。なお、金は主に陸奥国より産出し、藏人所において保管された。

ここで唐物使が派遣された背景について、少しだけ触れておこう。天長八年官符による限り、朝廷は大宰府府官の引き締めによって先買権の行使を実現しようとしている。だが、院宮王臣家が⁽⁵⁾大宰府の府官と結んで先買権を侵害する事態はおさまらなかつたようである。そのことを念頭に田中史生は、唐物使の派遣理由をいわゆる院宮王臣家問題の克服に求めている「田中二〇一二（第一・三章）。従うべき見解である。ただし、はやくも延喜三（九〇三）年八月一日の太政官符では、「応に諸使関を越え私に唐物を買うを禁遏すべき事」として、「官使」すなわち唐物使の到着以前に院宮王臣家の使者や大宰府管内の富豪が貿易を行っていることが問題とされている。それに対する朝廷の対応も、天長八年の官符とほぼ同じく「関司」「府吏」の怠慢を咎めて管理の徹底を命じるところとどまっている。院宮王臣家問題の根本的な解決は棚上げせざるをえなかつたのであろう。こうした状況下において、年紀制が制定される

のである。

(2) 年紀制の制定とその意義

年紀制は、海商の来航間隔に関する年限規定であり、延喜一一（九一一）年に制定されたと思しい。⁽⁶⁾ 年紀の計算方法については次章に譲り、ここでは規定を守れば「安置」、すなわち大宰府鴻臚館への滞在が許可され、朝廷との取引（先買）の対象となり、それを守らねば「廻却」処分とされ、先買の対象からは除外されたことを確認しておく。

年紀制について、渡邊誠は、朝廷の取引相手を安置が許可された海商に限定することで、貿易による支出の削減を意図した財政緊縮策とする「渡邊二〇二二（第八章）」。⁽⁸⁾ 唐物使の派遣は平安京と大宰府を結ぶ路地負担の原因でもあり、年紀制が支出削減・撫民の効果を持つことには、私も同意する。ただし、唐物使の派遣機会の削減と朝廷取引額の低減だけであれば、一度の取引量を減らし、かつ延喜九年になされたごとく⁽⁹⁾ 場合にに応じて唐物使を派遣せず、大宰府に検領を委ねるといふ選択もありえたはずだ。また榎本淳一がいうように、そもそも官司先買規定は本来、舶来の先進文物や貴重品を独占的に入手するためのもので、だからこそ唐律令にはない官司先買規定を日本律令は定めていたのであった「榎本淳一二〇〇八（第一部第三章）」。⁽¹⁰⁾ 年紀制の制定は、廻却対象となった海商から優品が流出する事態を黙認することに他ならず、貿易船全てを先買の対象とする天長八年官符の方針・理念からは後退している。

以上をふまえ、年紀制の制定意図をいま少し考えてみたい。というのも、廻却対象の貿易船からの優品流出に朝廷が無頓着となったのかといえ、おそらくそうではないからである。⁽¹⁰⁾ この点を考えるには、海商側の事情を考慮することが肝要である。渡邊は、海商からすれば年紀を守らずとも民間交易は可能であるから、年紀制に海商の来航数

そのものを規制するといった管理・統制面での効果・意図はないという「渡邊二〇二二（第八章）」。しかしながら、東シナ海を直行する日中貿易はハイリスクな行為であり、海商にとって顧客の確保は至上命題であった。一〇世紀初頭において、院宮王臣家はたしかに成長を遂げてはいるが、それでも蔵人所において金を独占的に確保していた朝廷
 Ⅱ 天皇家の購買力は卓越していたであろう。すると、年紀制は、直接的には唐物使の派遣対象となる貿易船の数を限定するものであるが、間接的には海商の来日意欲を一定程度であれコントロールすることで、唐物使が関与しない貿易船の割合を低水準に留める効果も有していたことになる。したがって年紀制の制定からは、朝廷の先買権を侵犯する院宮王臣家の活動をうけ、朝廷が先買権を維持するにあたって、大宰府機構に検領を委ねるといふこれまで残してきた方式を放棄したことをまずは読みとるべきである。そしてそれは、天皇家の使者というかたちで唐物使を派遣するようになったものの、それまでの来航頻度からして全ての海商に向けて唐物使を派遣する財政的余裕を持たなかったことにより、顧客を求める海商側の選択に依存せざるをえなかった朝廷側の妥協でもあった。^①

2. 一一世紀における貿易管理体制の変容

(1) 年紀制をめぐる先行研究の再検討

年紀制と唐物使によって支えられる朝廷の先買権行使を中核とする貿易管理体制は、一一世紀にいたって変容を遂げる。鍵となるのは、年紀違反者の処遇を議論する陣定の出現である。渡邊誠がいうように、一〇世紀段階では、海商が来航すると太政官の上申ルートに沿って最終的に天皇に奏上され、年紀の遵守・違反に応じて機械的に安置・廻却が決定されたと思しい。ところが、長保五（一〇〇三）年には、年紀違反の海商に対する安置・廻却を審議する陣

定が史料上はじめて開催され、寛弘二（一〇〇五）年にいたって、同じく年紀を違反した曾令文に対し、陣定（便宜上、以下では「来着定」と呼ぶ）によって安置および朝廷との交易が許可されることとなる。「渡邊二〇一二（第八章）」。

来着定の意義を考察する前に、前章で保留してきた年紀制が定める来航間隔についての私見を示しておこう。従来、年紀制は海商が日本を出国してから次に来航するまでの期間を二〜三年程度あける規定とされてきた「森一九四八（第一編第五章）。山内二〇〇三（第二部第二章）など」。ところが近年、『参議要抄』⁽¹²⁾の記述などを根拠に渡邊は、一度安置された海商が次に安置されるまで「十余年」あける規定であるとの新説を提起した「渡邊二〇一二（第七・八章）」。私は現時点では渡邊新説に対して懐疑的であり、それについては渡邊著書に対する書評でも述べたが「中村二〇一三」、十分に展開できなかった論点もあるため、ここで若干補足しておこう。

まず、年紀の計算方法についてだが、来着定で前年に帰国したばかりでまたすぐ来航した旨を非難する公卿の発言が散見する上に、「文祐等(13)去秋帰り去り、今年秋重ねて来たる。然れば、則ち安置に於いては年紀未だ至らず」（傍点筆者）とも言われる以上、安置起算の是非はさておくとしても、帰国年次が年紀の基準の一つであったことは動くまい（しかも、そのことは安置起算説とも背反しない）。次に、渡邊は年紀の基準が「十余年」のため、海商は日本で一度安置されると六〜八年ほど滞在し、年限が近づくと一旦帰国し、再び来航した（だから出国→再来航の間隔が二〜三年程度になる）という「渡邊二〇一二（第七章）」。一〇世紀末頃より目出つてくる海商の長期滞在の要因を意識した仮説といえようが、その割には長期滞在型の海商にかぎって再安置まであと二年程度という段階で、年紀を違反しているのが気にかかる。

だが、そもそも一一世紀において、海商の活動は年紀制に規定されていたのだろうか。この点に関連して渡邊以前

の研究は、来着定では藤原道長をはじめとする公卿側の都合により、年紀制が柔軟に適用されたと考えてきた。「山内二〇〇三（第二部第二章）」。たとえば、延久二（一〇七〇）年に年紀を違反して来航した潘懷清らを安置する際、その理由は「商客の参来は年紀を相定むるの後、必ずしも起請の期に依らず、安置を免ぜらるるの時有り。是れ公家の奉為^{おんため}に、指したる事の妨げ無きの故なり」というものであった。⁽¹⁵⁾先に挙げた寛弘二年の例でも、内裏焼亡による唐物不足を理由に年紀違反の海商の安置が決定されている。これらを根拠に、公卿の恣意による貿易管理制度の弛緩という議論も古くからなされてきた通りである。「森一九四八（第二編第四章）」。

もっとも、こうした議論に対しては、渡邊が的確かつ説得力のある反論を行っている。渡邊は来着定の事例を集めた上で、年紀違反者が安置される事例は、道長執政期（九九五～一〇二七年）こそ多い（三例）が、それ以降（一〇二七年）はわずか三例にとどまり、多くが廻却処分となっていることを論証した。その上で来着定が公卿の恣意に流されていないことを主張したのであった。「渡邊二〇一二（第八章）」。

しかし、その事実をもつて、年紀制が一二世紀中頃まで続く貿易管理制度の主軸として機能していたと結論することは適切といえるだろうか。来着定において年紀制が概ね原則通り適用されていたことと、海商の活動が年紀制によって統御されていたことは同義ではない。渡邊を含む先行研究は、年紀制の柔軟さを認めるか否かと別、年紀に違反した海商が様々な口実を用いて朝廷に安置を求めることから、年紀違反の海商も安置の許可を切望していたとみなしている。だが、海商たちが「当今の徳化を感じ」⁽¹⁶⁾、「皇化を慕い」⁽¹⁷⁾などの美辞で年紀違反を正当化しようとしたのは、その大半が来航時の存間においてである。たとえ年紀違反を意に留めない海商であっても、存間時にそれをあえて正直に告白する必要などあろうはずがないのである（しかもその美辞や口実は、多くの場合、安置には結びつかなかった）。

(2) 入国管理制度としての年紀制の空洞化

年紀違反による廻却処分が陣定で覆らないのであれば、なぜ多くの海商が年紀に違反したのであるうか。この問いを解く鍵は、年紀遵守（安置）・年紀違反（廻却）それぞれの場合において、海商が実際に受ける待遇にこそある。

まず年紀遵守の場合をみよう。一〇世紀を通じて検領を担った唐物使は、一〇世紀末頃より次第に派遣されなくなり、かわって大宰府が検領を行った。そして渡邊誠によれば、朝廷との取引対象となる唐物（「貨物」「和市物」と呼ばれる）が京進されると、藏人所から返金使として小舎人が大宰府に派遣される。返金使は金を持参せず、大宰府管内所在の官物の下行を命じる官符（返金官符）を帯びている。朝廷の決済手段が藏人所が管理する金から、大宰府管内の官物へと切り替えられたからである〔渡邊二〇一二（第五・六章）〕。

年紀違反の場合はどうであろうか。朝廷取引の対象外となるから、唐物使の派遣はありえない。ただその場合でも民間貿易は許されており、大宰府が官物運用の一環として貿易に関わることは可能であった。一一世紀段階の中央政府の監査体制は大宰府の管内での官物取取とは制度的に断絶しており、大宰府の官物運用は臨時・不定額の済物（中央へ進上する貢納物）を納入する限りにおいて大宰府の裁量に委ねられていた¹⁸、その内実が朝廷によって監査されることも原則としてなかった。この点に関して、貿易だけが例外ということはないだろう。

すると、一〇世紀において海商をつなぎ止めていたであろう国家の購買力といわれるものは結局、一一世紀の段階ではすでに大宰府の管内における収取能力に依存しており、朝廷先買の対象になる場合でもそうはならない場合でも、その差はほとんどなかったことになる。もちろん、取引には長ければ数年を要することがあり、朝廷より安置（長期滞在の許可）が認められることのメリットがなくなつたわけではない。しかしこれについても、応徳二（一

○八五)年に来航した王瑞・柳念・丁載らの処遇をめぐる来着定において「近代の府司、廻却官符(年紀違反者などに帰国を命じる官符―筆者注)を瞻ながら、殊に異客を優し、情に任せ其の意趣を量す」という事態が問題視され、「出しめて行われざるに似たる者か」と非難されているように、大宰府が安置不許可者を長期滞在させてしまう傾向がみられる。しかも公卿の側もこれを非難こそすれ事態の解決に取り組んだ形跡はみられない。

以上より、本稿では、一一世紀より顕著になる年紀違反者の続出を、朝廷の先買対象となり、朝廷から安置を許可されることそれ自体を海商側が重視しなくなっていることの反映とみる。⁽²⁰⁾一〇世紀まで維持された年紀制と朝廷の先買を軸とした貿易管理体制は、朝廷と海商との利害の一致の賜であった。とすれば、年紀制は、大宰府管内の官物に朝廷が貿易決済を依存していくなかで、貿易管理体制の中核としての機能を喪失していくものとみなせよう。

(3) 官司先買の変質

一一世紀になり、唐物使が派遣されないケースが増えていくなか、「官司先買」の内実も変容していく。渡邊誠は、『参議要抄』(前掲注12)に基づき、延喜一一(九一一)年の年紀制導入に伴って海商への「供給」が一〇〇石に削減されたという。そして、それを契機に積荷の一部が「滞在・帰国費を賄う名目で進官リストから除外」され、朝廷の「先買」は「海商が来着した際に存間に応えて自ら朝廷に申告する」「貨物・和市物解文」に基づいて行われるようになったとした〔渡邊二〇二二(第四・五・八章/引用部分)ともに二六二頁〕。

しかし、この想定は妥当であろうか。一〇世紀において滞在費の支給を必要とするのは、安置の場合は朝廷、廻却の場合は民間との交易が許可される以前、すなわち来着が大宰府から朝廷に申告され、次いで朝廷から安置・廻却いづれかの措置が大宰府に伝達されるまでの期間であり、通常は数ヶ月程度である。貿易船一隻あたりの乗組員は一〇

○人程度であろうから、『参議要抄』のいう一〇〇石は決して少なくはない額だと思う。もともと私は『参議要抄』の記述には懐疑的で、供給も基本的には停止されたと考えている。だがその場合でも、検領後の返済を前提とした一時的な借物などの手段が考えられるし、仮に滞在費を自弁するために一定度の積荷を別置することが許されたにせよ、その選定を海商が一切自由に行えたというのは、常識的にいって納得しがたい。

それにも関わらず、渡邊が右のように想定するのは、「貨物解文」「和市物解文」を「海商が来着した際に存間に応えて自ら朝廷に申告する」リストとみなしているからである。⁽²²⁾だが、これと同種の文書が海商の来着を伝える資料とともに朝廷に提出された初見の事例は、『左経記』寛仁四（一〇二〇）年九月一日条にみえる「貢朝物解文」に関するもので、年紀制定より一〇〇年以上も下る。一〇世紀の関係史料の乏しさも考慮すべきではあるが、素直にとれば、これらの文書は大宰府に検領が委ねられた一一世紀になってはじめて、大宰府と海商によって作成されたと考えるべきではなからうか。⁽²³⁾すくなくとも、唐物使が派遣される一〇世紀段階においては、このようなりストの提出を想定する必要はないように思う。もし仮に海商が申告したリストに従ってそれらがそのまま京都に運ばれるのであれば、路地負担も大きい唐物使がわざわざ出向く必要はないからである。また実際、寛弘九（一〇一二）年に来航した周文裔の安置に際し、朝廷は唐物使を派遣せず、大宰府に「然るべき物」を進上させることを決めたわけだが、文裔来着の報とともに「貨物解文」「和市物解文」が届けられた形跡はない。⁽²⁴⁾その翌年には、大宰府が「然るべき物」を朝廷に進上するのだが、その際に大式から送られてきた文書こそ「和市・貨物等の解文・色目」であった。⁽²⁵⁾これにつき私は、この措置は大宰府に検領を委ねるといふ方針がいまだ定着していなかったために採られたと判断しており、検領が大宰府の職掌として定着するなかで、来着時に大宰府から「解文」が送られるようになったと考えている（その初見が先述の「貢朝物解文」）。一方、一〇世紀においては、延喜三年官符の規定の通り、唐物使が「未到」の時点

では原則として交易は許されず、唐物使は海商が将来した全ての積荷（大宰府が一時的に差し押さえた）のなかから朝廷先買の対象となる物品を選定したのであろう。一〇世紀後半に成立した『新儀式』に規定がある唐物使の担った「検領」とは、こうした行為に他なるまい。⁽²⁶⁾

また一一世紀になって唐物使が検領に関わらなくなったことは、朝廷の先買にとっても重要な画期をなしている。これにより朝廷先買の対象物は太宰府が選び保管したものに限られ、その具体的な中身は海商名義で作成された「貨物解文」「和市物解文」によって太宰府から朝廷に報告される。⁽²⁷⁾したがって、先買権の行使という意味において、明らかに一一世紀のあり方は一〇世紀のそれよりも大きく後退している。これでは安置した海商と交易する権利こそ確保しているとはいえず、先買権を行使できているとはみなせない。⁽²⁸⁾一一世紀に唐物使の派遣停止が恒常化することで朝廷の「先買」権は事実上放棄され、太宰府への貿易決済の委託により年紀制も入国管理制度としては空洞化したと評價されよう。

3. 新たな貿易管理体制の特質

(1) 変容の背景

前章で論じた一一世紀における貿易管理体制の変容は、いかなる背景・過程により、もたらされたのであろうか。

一〇世紀に日本に來航した中国系海商の多くは、江南地域（とくに浙江・福建）を拠点としていた。この地を唐滅亡（九〇七年）後に統治したのは呉越国であったが、中原地域に興った北宋はこれを併合し、九八〇年頃までには江南を含む中国の大部分を統一する。その後、北宋は試行錯誤を経て一〇〇〇年前後には市舶司を中核とする貿易管理

体制を確立し、これ以降、日宋貿易を担う海商は、市舶司の置かれた明州（現、寧波）で出国手続きをするようになる。「榎本二〇〇七（第一部第一章）」。²⁹ さらに一〇〇四年には契丹との盟約が締結されたことで一応の平和がもたらされ、以降、江南地域の経済発展が加速していく。

こうした東アジア情勢の変化が日宋貿易の拡大に直結したかどうか、実のところ定かではない。⁽²⁹⁾ ただし、九八三年に入宋した日本僧齋然が北宋皇帝に謁見した際に、種々の美術工芸品などとあわせて献上品としては不似合いな品と見越した海商からの商品情報があった可能性を指摘する。「山内二〇〇三（第二部第四章）」。⁽²⁹⁾ こうした海商の働きかけが、貿易積極策に基づく北宋の貿易管理体制の確立と相まって、一一世紀以降の日宋貿易の拡大を導いた可能性は大いにある。残存史料から知られる限りではあるが、一〇世紀末頃より海商の日本滞在が長期化する傾向が看取され、また日本で妻帯し世代を継承して日宋貿易に関わる海商も出現してくる（たとえば、周文裔―周良史、章承輔―章仁昶）。これらの新動向も、一一世紀頃からの海域交流の活性化を反映していると考えてみたい。

一方、この頃の日本にも貿易の活性化を受け止める素地があった。注18でも触れたが、一〇世紀末までには大宰府の長官は受領としての性格を帯び、長官の主導で大宰府は管内諸国への働きかけを強化する。これに関わって渡邊誠は、その過程で大宰府が薩南諸島からの収奪を強めた結果、硫黄・ヤコウガイといった日本独自の輸出品が出現したという魅力的かつ説得力に富む仮説を提起している。「渡邊二〇一二（第六章）」。⁽²⁹⁾ 新たな輸出品となったこれらの南海産品が官物として大宰府に集積され、それが大宰府長官の下で柔軟に運用しえたからこそ、この頃に活性化してきた海商の活動を受け止めることができたと考えられよう。

その上で注意したいのが、大宰府管内の官物を用いた貿易決済方式が導入される過程である。官物決済の初見は、

長徳四（九九八）年七月以前に來航した海商曾令文との取引であり、その時には大宰府からの「申請」をうけて、「管内所在の官物を以て、且つ宛つべき」旨の藏人所牒が出されている。⁽³⁰⁾これにつき渡邊は、決済手段の変更を最終的には朝廷が能動的・主体的に決断している点を重視する「渡邊二〇一二（第六章）」。⁽³¹⁾しかし、新たな決済方式が定着するなかで官司先買の内実が大宰府の裁量が増すかたちに変容したことからも、この変化を推進したのはあくまで大宰府の側というべきであろう。一方、朝廷の側はこれ以降、貿易管理の現場からは身をひいていくのである。

（2）貿易管理体制における大宰府と貴族社会

かくして一一世紀以降、一〇世紀以来の制度は、次第に貿易管理体制の基幹ではなくなっていく。しかし、以上の変化は、天皇を戴く支配者集団の求心力を弱体化させてはいない。森克己に代表される古典学説では、大宰府への依存の増大は中央政府による大宰府への統制の減退の結果であると評価されてきた「森一九四八（第二編第四章）」。⁽³²⁾だが、現在の研究水準に照らせば、こうした理解はあたらない。一九九〇年代以降の平安時代史研究は、とりわけ一〇世紀末以降、地方支配を強化した受領（中下級貴族層）を公卿層が人事権を梃子に統制することにより、朝廷が新たな全国統治の体制を確立したことを明らかにした「大津一九九三。寺内二〇〇四」。もともと、人事権の行使において、官僚制的原理（大津説）と頂点的な公卿の恣意（寺内説）のいずれが優越していたかは議論が分かれるところである。ただし一一世紀前半の大局的な趨勢としては、大國受領には藤原道長・頼通父子（便宜上、以下では「撰闋家」と呼ぶ）に連なる人物が任命されるケースが多かったことを認めてよい「寺内二〇〇四（第三編第二章）」。

大宰府長官も例外ではない。⁽³¹⁾たとえば、大弐として事実上、大宰府を主導した藤原有国（九九六～一〇〇一年）、

それとほぼ入れ代わりで赴任した帥平惟仲（一〇〇一〜一〇〇四年）はともに道長の家司であり、この他、大式平親信（一〇一〇〜一〇一四年）も道長に仕えている。また、「九国二嶋の物、底を掃いて奪い取る。唐物も又同じ」と評された大式藤原惟憲（一〇二三〜二〇九年）も道長の家司で、その大式就任も「（道長）禪閣の気色を得た」ものであった。（33）

このように一〇世紀末以降、長官主導で大宰府が強化される一方、人事権に基づく公卿層（とりわけ摂関家）による府長官に対する統制を前提に、朝廷は貿易決済、官司先買権の行使に関わる諸権能を大宰府に委ねたのであった。その上で、朝廷・公卿は、大宰府が貿易により蓄積した富を吸い上げること（34）に注力していく。そのなかで天皇・公卿は、「貨物」「和市物」の購入にくわえ、大宰府長官からの奉仕を募るかたちで必要な唐物を獲得していったのであろう。渡邊誠は、一二世紀中頃に官司先買権が放棄されて以降、朝廷は受領成功などによって唐物を間接的に調達したとする「渡邊二〇一二（第八章）」。「受領成功」という手段に関しては院政期以降としても、召物や贈与、あるいは行事所・家政機関などを介した物品貨幣（米など）を用いた交換といったかたちで、大宰府長官が集積した唐物を天皇・公卿が調達すること自体は、他の奢侈品・必要物資の調達方式と同じく、一一世紀までは遡るのではなからうか。史料に明記されることは希だが、たとえば権帥藤原隆家の場合、長和四（一〇一五）年には、率分絹七〇〇疋の他、唐皮の皮籠、唐錦、香料などを天皇に、絹一〇〇〇疋、枇榔、色皮を道長に貢進している。（35）大宰府長官が「底を掃いて奪い取」った「唐物」が、長官の私物として蓄積され続けたとは考えにくく、様々な経路をたどって王権中枢の下に集積されたり、京都の貴族社会のなかで環流したものとされる。（36）

ただあわせて、官司先買が原則通り機能していた段階とは異なり、もはや唐物が集積される先として天皇が隔絶した存在ではなかったことにも、注意をしておくべきであろう。権帥就任時の貢進の例だが、惟憲は天皇への一〇〇〇石を大きく上回る一〇〇〇〇石、三〇〇〇石をそれぞれ道長・頼通に献じている。（37）赴任中も、同様に天皇への奉仕よ

り、主家である摂関家へのそれが優先される傾向にあったのではなからうか。

また、有力公卿の關係者が大宰府の長官となったことは、公卿―海商の紐帯を緊密化させる方向にも作用した。大式の平親信は、道長がその入宋に関わった寂照の消息とともに周文裔の消息を道長にもたらしている。⁽³⁸⁾ また文裔の子である周良史も、万寿三(一〇二六)年には惟憲を介してであろうが、頼通に「名籍」を捧げたことが知られる。⁽³⁹⁾ 公卿と海商の紐帯自体は九世紀から存在するとはいえ、大宰府長官が両者を仲立ちしていることに、この時期の特質をみておきたい。⁽⁴⁰⁾ そのなかにあつて、大宰府長官の奉仕先としても最有力であつた摂関家は、海商にとつての最大の保護者・顧客となり、その下には膨大な唐物が集積されていく。⁽⁴¹⁾ それは一面では、摂関家の権勢増大によつて朝廷⇨天皇―藏人所の海商の保護者としての卓越性が相対化される事態といえようが、⁽⁴²⁾ 一方で道長は、大宰府長官や入宋僧、海商などから入手した舶来の漢籍を一条天皇や敦良親王に献上するなどして天皇家の唐物蒐集を支えている。他にも、香料を加工して作る「薰香」の贈与「京樂二〇〇八」にみられるように、摂関家は貴族社会における唐物の供給主体ともなつていた。⁽⁴³⁾ ここに朝廷が唐物使を通じて直接的に貿易を管理する体制を構築していた一〇世紀段階と、天皇を戴く貴族社会が総体としてかつあくまでも大宰府長官の家産機構に現場を委ねるかたちで貿易を管理していた一一世紀の違いをみてとることも可能だろう。

(3) 年紀制の終焉と一二世紀の貿易管理体制

一一世紀以降、年紀制は実質的な入国管理制度としての意味を失つていく。しかしながら、年紀制という制度がなくなつたわけではない。史料上、 coming 的終見は大治二(一一二七)年であり、⁽⁴⁴⁾ すくなくともこの段階では年紀制はいぜん放棄されてはいない「山内二〇〇三(第二部第一章)。渡邊二〇二二(第八章)など」。また、長承二(一一三

(三)年に公卿の源師時が「抑も宋人來着の時、府官存問し早く奏上を経、安堵・廻却は宣旨に従う所也」と述べていること⁽⁴⁵⁾からしても、海商來着の奏上と（おそらくは年紀に基づく）安置・廻却の決定という原則は、この時点ではまだ存続していたとみなければならぬ。

一見すると、これらの事実は本稿の記述と矛盾するようだが、そう考える必要はないだろう。ここで想起したいのは、受領功過定に関する中込律子の指摘である。中込は、受領功過定における議論の力点が、実質的な税収である濟物よりもすでに無実化している正税などの留国官物に置かれていたことに注意を喚起し、その理由について、正倉が崩壊した一〇世紀以降においても、正税が依然として全国支配の象徴と公卿に認識されていたためとの興味深い指摘を行っている〔中込二〇一三（第四章）〕。來着定の場合で年紀の遵守・違反が熱心に議論されたのも、それと通じるものではなからうか。海商の入国を「延喜以來の制」である年紀制を原則とし、公卿が様々な先例を持ち寄って検討した上で天皇に奏上する來着定は、天皇・公卿が海商を管理しているという觀念を共有する場にふさわしい⁽⁴⁶⁾。かかる性格を持つ來着定において、海商が存問の際に述べた様々な美辭麗句が取りざたされるのは当然であろう。山内晋次は年紀制の意義について、一〇・一一世紀の貴族層が海商の來航を「中華」たる日本への朝貢に見立て、天皇の徳化が国の内外に満ちていることの証左とした点に求めている〔山内二〇〇三（第二部第二章）〕。本稿はそれを否定するものではないが、年紀制と來着定が帯びる觀念性は、実質的な入国管理制度としての性格が空洞化するなかで前面に出てきた要素というべきであろう。

すると、一二世紀中頃になって、海商の來航が天皇に奏上されなくなり、來着定が実施されなくなる⁽⁴⁷⁾ことの意味についても、先行研究とは異なる評価が可能だろう。渡邊誠は、年紀制が放棄された背景・要因を、北宋の滅亡といった緊迫する東アジア情勢から朝廷が一步距離を置くようになったことに求めている〔渡邊二〇〇七・二〇一二（第

八章」)。しかし、一二世紀中頃の変化の意義については、天皇が一元的に（実質的な意味をもって）管理する体制を放棄したことでなく、そのように管理すべきだという理念自体が放棄されたことにこそ、求められるべきだと考える。したがって、これは朝廷による国内統治理念の問題である。受領功過定が一二世紀中頃になって開催されなくなること〔寺内二〇〇四（第三編第三章）〕も、こうした理念の変化と関わろう。

ただし海商来着時の存問とその奏上が義務づけられなくなったことの意義については、いま少し別の観点からも考察を加える必要がある。これによって大宰府は、存問を理由にすることで最優先に海商に接触できるというそれまでの権能を失ったことになる。さらに鳥羽院政期の膨大かつ大規模な立荘と課役免除の運動をうけて中央権力（権門寺社を含む）が地域勢力の組織化を加速させたこともあいまって、貿易管理の場における荘園預所や権門寺社の末寺・末社に対する大宰府の優越性は、次第に相対化されていく。その意味において、通説が重視してきた一二世紀中頃という時期は、たしかに大宰府への委託を主軸とした貿易管理体制にとつての大きな画期である。しかし、それによって大宰府の地位が失墜したわけではない。一二世紀中頃以降の中央権力による貿易関与といえ、荘園制に立脚したいわゆる「権門貿易」に議論が集中しがちだが〔林一九九八、渡邊二〇一二（第九章）〕、院権力が大宰府・荘園双方に立脚して貿易に関わっているように、管内への官物収取権を持つ大宰府を通じたパイプはいぜんとして太いものがある。それが大きく後退するのは、治承寿永の内乱を経て、大宰府が保持していたはずの九州全域に及ぶ官物収取能力が大幅に低下した鎌倉期ということになる。とはいえ、鎌倉期以後の「権門貿易」においても、貿易管理をその現場である博多周辺に置かれた家産機構に委ね、京都、鎌倉にいる中央権力が自らの影響下にある現地の勢力を介して海商との関係をとり結ぶという構造自体は、その後も大きくは変わらない⁽⁴⁸⁾。その意味で、一一世紀頃より定着していく貿易管理体制は、院政期より一四世紀まで続く「権門貿易」の前身でもあった。

おわりに

本稿では、平安時代を通じた貿易管理体制の変遷と、一一世紀に始まる貿易管理体制の変容について論じてきた。

新羅・中国系海商の頻繁な来航をうけるかたちで九世紀前半に構築された貿易管理制度は、海商の来着毎の天皇への奏上による入国管理、そして律令に由来する官司先買が主軸をなす。官司先買権の行使のあり方については、九世紀中頃からの唐物使の派遣や、一〇世紀初頭の年紀制制定により多少の変化がある。とはいえ、官司先買を軸とする貿易管理体制自体は、九・一〇世紀を通じてその維持が目指されているし、実際に維持されていたと評価しうる。

しかし、北宋・高麗における貿易管理体制の確立などに示唆される東アジア海域交流の活性化は、同じ頃、大宰府が「受領」化した長官の下での再編・強化を経たことともあいまって、日本の貿易管理体制を変容させる契機となった。これ以後、朝廷（およびそれを主導する天皇家や公卿）は大宰府に貿易管理を委託し、自らは貿易の現場からは身をひき、海商の来着時に直接行う「官司先買」以外の方法も駆使しながら、大宰府を通じて貿易による富を吸い上げることに注力していく。このような大宰府への委任の進展のなかで、官司先買権の内実は変容し、貿易決済が大宰府の管内官物に依存するようになったこともあいまって、年紀制も海商の入国を管理・制限する制度としては空洞化していく。

かくして九・一〇世紀まで維持された貿易管理体制は、一一世紀に至り変容していく。その結果として定着した体制は、大宰府長官の人事権を掌握した天皇（院）・公卿が、大宰府長官の家産組織を中核に運営される大宰府機構に貿易管理を委任するものであり、それを支える原理の面では、院政期より一四世紀まで続くいわゆる「権門貿易」に

通じるものがある。

もとより、課題が多いことは承知している。とりわけ一二世紀中頃という時期の評価については、内容・説明とにも不十分である。ただし、従来の研究でその時期の画期性を示す状況証拠とされてきたもののいくつかについては、すくなくとも通説のいう「貿易管理制度」（海商来着の奏上と年紀制）の放棄による結果かどうか、疑問なしとしない。これらについては、別の機会に論じてみたい。

〔注〕

- (1) 森説の大枠とその問題点については、『新編森克己著作集』（全五巻、勉誠出版、二〇一〇～二〇一五年）巻末収載の解説を参照されたい。
- (2) 朝廷が設けた外交使節・海商の滞在施設である大宰府鴻臚館の遺構が発見されたことも、貿易管理制度の研究を刷新する契機となった。
- (3) これに関わって、私自身のこれまでの研究も一部、見直す必要があるだろう。
- (4) 『類聚三代格』巻一八（夷俘并外蕃人事）天長八年九月七日太政官符。
- (5) 『類聚三代格』巻一九（禁制事）延喜三年八月一日太政官符。
- (6) 制定年次は、『貞信公記抄』天慶八（九四五）年七月二十九日条などによる。
- (7) この他、九世紀には海商への「供給」（衣服・食糧の給付）があった。一〇世紀以降は定かではないが、「供給」の史料上の終見は、仁和三（八八七）年であり、それ以降は制度が放棄されたと判断しておく。渡邊誠は、『参議要抄』を根拠に一〇世紀以降も供給が支給されたとするが、『渡邊二〇一二（第八章）』、賛同できない。なお、「中村二〇一二（七五頁）」を参照。
- (8) 時代は下るが、『御堂関白記』長和元（二〇一二）年九月二十九日条を参照。
- (9) 『扶桑略記』延喜九年閏八月九日条。

- (10) ただし、九世紀に比して一〇世紀には唐物の持つ政治性が希薄化し、朝廷が先買権の行使に際し、優品の流出よりも必要物資の確保を重視するようになった可能性も考慮すべきかもしれない。
- (11) したがって年紀制の制定は、先買権行使における大宰府の権限を弱める方向性を有している。この点、同じく年紀制を海商管理の文脈でとらえるとはいえず、私見と皆川雅樹説とは基本的な認識を異としている〔皆川二〇一四〕。
- (12) 『参議要抄』は、『群書類従』（公家部）のほか、『尊経閣善本影印集』五三（八木書店、二〇一二年）に所収されている。年紀については、「中古十余年。粮料百石を給うと云々」とある（下・陣役事・僉議要事）。なお、「中古」とは一二世紀初頭より定着する用語で、（年紀制定と同時期である）延喜年間以降を指すのだという〔坂本二〇一一〕。
- (13) 『権記』長保五年七月二〇日条、『小右記』寛弘二年八月二日条、延久二（一〇七〇）年二月七日陣定定文（『朝野群載』五・朝議下）など。
- (14) 『小右記』万寿四（一〇二七）八月二五日条。
- (15) 延久二年二月七日陣定定文（『朝野群載』五・朝議下）。
- (16) 『小右記』寛仁四（一〇二〇）年九月一日日条。
- (17) 『師記』治暦四（一〇六八）年一月二三日条。
- (18) 以上の記述は、受領に関する佐藤泰弘・中込律子の研究を参考にしている〔佐藤二〇〇一。中込二〇一三（第一・四章）〕。なお、一一世紀の大宰府長官（権帥・大弐）は「受領」と公卿層から認識されている（『平松文書』寛弘二（一〇〇五）年四月一日四日条事定文写『平安遺文』二一四三九）。また受領の内実を持つ大宰府長官の史料上の初見は、九八〇年代末に就任した藤原共政に求められる〔佐藤二〇〇一（三九二頁）〕。
- (19) 応徳二（一〇八五）年一月二十九日陣定定文（『朝野群載』五・朝議下）。
- (20) 念のため付言すると、朝廷取引の対象になるなら別として、大宰府管内官物を代価とした貿易は当然、大宰府の管理下で行われる。したがって、朝廷取引がもつ求心力の弱体化は、大宰府―博多湾の求心力を低下を意味しない。
- (21) 北宋での事例だが、成尋は自身の荷が抽解のために市舶司に収容されている間、開封後の返済を前提に借銭を行っている（『参天台五臺山記』延久四（一〇七二）年四月一八日条）。

- (22) なお渡邊は、海商自身が「貨物」・「和市物」と区別したという積荷(雑物)を、海商が存問時に提出する公憑(崇徳四(一一〇五)年六月日提拳両浙路市舶司公憑(『朝野群載』二〇・異国))に記載される「物貨」に対応させているが(渡邊二〇二二(二)六二～六三頁)、従えない。
- (23) 長治二(一一〇五)年八月二二日の海商李充に対する存問においても、大宰府は「貨物」「和市物」を申告させてはいない(宋國商客存問記『朝野群載』二〇・異国)。
- (24) 『御堂関白記』寛弘九年九月二・二一・二二日条。
- (25) 『御堂関白記』長和二(一一〇三)年二月二日条。
- (26) 『新儀式』五・臨時下。
- (27) 「貨物解文」「和市物解文」とは別に、朝廷には海商の積荷(物貨)を記載した公憑が提出される(崇徳四(一一〇五)年六月日提拳両浙路市舶司公憑(『朝野群載』二〇・異国))。しかし、記載された「物貨」は市舶司に申告したものとどまり、積荷の全てとは考えにくい。なお、藤原実資は公憑の提出につき、「正文を進らず、案文を進らすは、府司の愚頑也」と日記に記しており(『小右記』寛仁四年九月二四日条)、他の例からしても、一一世紀には案文が提出される傾向にあった。大宰府で案文は作成される際に、書き換えがあった可能性も完全には排除はできない。
- (28) これ以降、官司先買権の内実は、長官の家産機構を中核に運営された大宰府が存問・検領を名目に最優先に海商と接触することができる権利へと変容していく。したがって、大宰府が存問後に「和市物」確保を名目にいち早く院・摂関などへの貢献分や自身の購入分を別置し、次いで朝廷購入分を選び「和市物解文」を作成することも可能であったと考える。
- (29) 高麗の貿易管理制度も一一世紀頃に確立したと考えられている。貿易量を推し量る素材には必ずしもならないが、宋麗間を往来した海商は史料上、一〇一〇年代に出現し、それ以後、ほぼ毎年の往来が確認できる。この点は、「榎本涉二〇一〇」も参照されたい。
- (30) 『権記』長保二(一一〇〇)年七月二三日条。
- (31) 大宰府の長官が中下級貴族にとって垂涎的であったことは、『栄華物語』一二(たまのむらさき)からもうかがえる。また、大宰府都督・府官の変遷は、川添昭二監修・重松敏彦『大宰府古代史年表』(吉川弘文館、二〇〇七年)収載の官人補任表に

よって一覧する事ができる。

- (32) 『小右記』長元二(一〇二九)年七月一日条。
- (33) 『小右記』治安三(一〇三三)年一月一日条。
- (34) 同じ頃、諸国の受領が官物を私物と一体化するかたちで運用している現実を追認することで、朝廷は受領の富を国家財政に組み込んでいくが「佐藤二〇〇一(第四章)」、貿易管理方式においても同様の変化を指摘できよう。
- (35) 『小右記』長和四(一〇一五)年九月二四日条。
- (36) 一一世紀の段階で越州窯青磁の椀・皿類は、すでに奢侈品というよりは実用品として広く用いられている「亀井一九八六」。大宰府に連なる商業・流通業者の手によって京都へ投下されるなど、様々な回路によって貴族・都市民へと渡っていたのであろう。
- (37) 『小右記』治安三年一月一日条。
- (38) 『御堂関白記』長和元(一〇一一)年九月二一日条。
- (39) 『春記』万寿三年六月二四日条(『宇槐記抄』仁平元(一一五一)年九月二四日条に引用)。『左経記』万寿三年七月一七日条。
- (40) この頃の大宰府長官と海商の紐帯については、「山内二〇〇三(第二部第四章)」を参照。
- (41) 『御堂関白記』寛仁元年七月二二日条によれば、同年五月に道長の藏から一〇〇〇両を越す金と唐綾が盗まれている。
- (42) 長暦元(一〇三七)年に来航した莫晏誠の事例(『春記』長暦四年四月二七日、六月二四日条)を参照すれば、「貨物」・「和市物」は減少傾向にあった可能性がある。一一世紀になって年紀に違反し、廻却対象となった海商からも「貨物」を受け取る事態がみられるのも(『小右記』長元元(一〇二八)年一月二九日条など)、このことと関係するかもしれない。
- (43) 中込律子は、藤原道長が受領からの貢進・贈与により各地から馬を集積するとともに、貴族社会にとっての最大の供給者であったことを論じている「中込二〇二三(第六章)」。唐物流通の実態は不明な点が多いが、同様の構図を想定することはできよう。
- (44) 『中右記』大治二(一一二七)年二月二六日条。
- (45) 『長秋記』長承二(一一三三)年八月一三日条。この記事は、海商周新船の積荷をめぐって神崎莊預所・院御既別当の平忠盛と大宰府(権帥は藤原長実)が対立した事件に関わる。多くの先行研究が言及しており、概ね長実の主張の通り、忠盛が鳥

羽院の権威を笠に朝廷先買権を否定した事件と評価されている〔石井一九九八、渡邊二〇一二（第八章）〕。しかしこの事件については、大宰府が行使する「先買」権の変容〔注28参照〕と、権帥長実が忠盛と同じく鳥羽院の院司であったこと〔高橋二〇一一（付表）を踏まえて評価する必要があると考える。すくなくとも、中世につながる新たな貿易方式と旧来からの貿易管理制度が衝突した事件と位置づけることには、慎重であるべきであろう。〕

〔46〕 陣定の意義・性格については、「今一九九五」を参照。

〔47〕 もっとも、海商の来着時の存問と天皇への奏上がなされなくなったことの実証は至難である。しかし、長承二年以降、それがなされた徴証もない〔山内二〇〇三（第二部第一章）ため、通説に従っておきたい。〕

〔48〕 ただし、天皇家・公卿が大宰府という卓越した現地勢力を介して海商と関係を持った撰関期に比して、荘園制の展開を反映して多極化した現地とのパイプを通じて中央権力が海商と結びついた院政期・鎌倉期の方が博多周辺での競合は熾烈であり、そのなかで優位性を保つために主家の関与が直接化しやすかったのはたしかである。

〔引用文献〕

- 石井正敏 一九九八年 「肥前神崎荘と日宋貿易」『古代中世史料学研究』（下）吉川弘文館
- 榎本淳一 二〇〇八年 「律令貿易管理制度の特質」『唐王朝と古代日本』吉川弘文館
- 榎本 涉 二〇〇六年 「市舶司貿易に携わる人々」〔港町の世界史3〕『港町に生きる』青木書店
- 二〇〇七年 『東アジア海域と日中交流』吉川弘文館
- 二〇一〇年 「東シナ海の宋海商」〔日本の対外関係3〕『通交・通商圏の拡大』吉川弘文館
- 大津 透 一九九三年 「受領功過定覚書」『律令国家支配構造の研究』岩波書店
- 亀井明徳 一九八六年 「日本出土の越州窯陶磁器の諸問題」『日本貿易陶磁史の研究』同朋社
- 京樂真帆子 二〇〇八年 「平安京貴族文化とおい」『薫りの源氏物語』翰林書房
- 今 正秀 一九九五年 「王朝国家中央機構の構造と特質」『ヒストリア』一四五

- 坂本賞三 二〇一一年 「先例と時代区分」『史人』三
 佐藤泰弘 二〇〇一年 『日本中世の黎明』京都大学出版会
 田島 公 一九九五年 「大宰府鴻臚館の終焉」『日本史研究』三八九
 田中史生 二〇一二年 『国際交易と古代日本』吉川弘文館
 高橋昌明 二〇一一年 『増補改訂 清盛以前』平凡社
 寺内 浩 二〇〇四年 『受領制の研究』塙書房
 中込律子 二〇一三年 『平安時代の税財政構造と受領』校倉書房
 中村 翼 二〇一三年 「書評 渡邊誠著『平安時代貿易管理制度史の研究』」『ヒストリア』二三八
 林 文理 一九九八年 「博多綱首の歴史的位置」『古代中世の社会と国家』清文堂
 村井章介 一九八八年 『アジアのなかの中世日本』校倉書房
 皆川雅樹 二〇一四年 「九〇一世紀の対外交易と「唐物」贈与」『日本古代王権と唐物交易』吉川弘文館
 森 克己 一九四八年 『日宋貿易の研究』国立書院（『新編森克己著作集』勉誠出版、二〇一〇年）
 山内晋次 二〇〇三年 『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館
 渡邊 誠 二〇〇七年 『平安貴族の対外意識と異国牒状問題』『歴史学研究』八二三
 二〇一二年 『平安時代貿易管理制度史の研究』思文閣出版

SUMMARY

A Re-examination of the Trade Control System during the Heian Period

Tsubasa NAKAMURA

This paper examines the history of maritime exchange between Japan and China from the ninth to the twelfth centuries focusing on the system for the control and management of maritime trade in Japan. Until the 1980s, scholars accepted the theory advocated by Mori Katsumi in 1948. Mori claimed that the state control of trade collapsed after the latter half of the tenth century. However, since the end of the 1980s, this view has been challenged and new scholars have clarified that governmental control of overseas trade was maintained even in the first half of the twelfth century, thereby successfully refuting Mori's theory.

However, we do not have enough studies on how the Japanese government controlled and managed the traders in this period. Recent studies regard the governmental control of maritime trade as a consistent system based on the Ritsu-ryo system from the ninth to the first half of the twelfth century, and they list the three main characteristics of this system; (1) the officer had to report the arrival of the merchants to the Emperor each time, (2) the Emperor had first access to imported items, (3) the merchants had to observe the visitor rules and regulations that were framed in 911. However, when the central court invested Dazai-fu, a governing institution of the Kyushu province, with the power to manage the trade from the eleventh century onwards, the latter two characteristics existed in name only and the principles of the control system gradually transformed throughout the eleventh century. The system that transformed from the eleventh century was the starting point of the "medieval" system maintained until the fourteenth century rather than merely an extension of the Ritsu-ryo system.